短期入所生活介護サービス契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(以下「契約者」という。）と社会福祉法人佐倉厚生会（以下、「事業者」という。）は、契約者がさくら苑ショートステイサービス（以下「事業所」という。）における居室および共同施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第１条

事業者は、介護保険法令等の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対してその日常生活を営むために必要な居室および共用施設等を使用させるとともに、第３条および第４条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

２　契約者は、第１０条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

第２条

この契約の期間は、令和　　年　　月　　日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２　契約期間中の利用期間は【契約書別紙】のとおりです。

３　契約者は、利用開始予定日から７日間以上をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し出ることができます。これに対し、事業者は、居室の確保ができないなどの正当な理由がない限りこれを断りません。

４　契約者は、利用開始の９時３０分以降に入所し、利用終了の午後４時００分までに退所するものとします。

５　契約者は、契約期間満了日から次の要介護認定の満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間は登録できません。

（短期入所生活介護計画）
第３条
　利用期間が４日以上の場合、事業者は、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を契約者及びその家族に説明します。

（短期入所生活介護の提供場所・内容）
第４条
　短期入所生活介護の提供場所は『介護老人福祉施設さくら苑』です。所在地及び設備の概要は【契約書別紙】の通りです。
２　契約者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は【契約書別紙】に定めた内容について、契約者及びその家族に説明します。
３　事業者は、契約者の希望、状況等に応じて第２項に定める各種のサービスを適切に提供します。
４　事業者は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
５　事業者は、サービス提供にあたり、契約者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、契約者の行動制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、契約者及びご家族等へ説明し、その同意を得たうえで、必要最小限の範囲で行うように努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。
６　契約者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り契約者の希望に添うようにします。

（サービスの提供の記録）
第５条
　契約者に同居の家族がいる場合、事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
２　事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後２年間保存します。
３　契約者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、第２項の差＾ビス提供記録を閲覧できます。

４　契約者は、当該契約者に関する第２項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）
第６条
　契約者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める料金を基に計算された合計額を短期入所生活介護の利用月ごとに支払います。
２　事業者は、料金の合計額を計算し、利用日の翌月の１５日までにご利用者または代理人に通知します。契約者は、指定の金融機関から毎月２７日（金融機関休業日の場合は、翌日以降の営業日）に自動引き落としにて支払うものとします。
３　事業者は、契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に対し領収書を発行します。

（利用開始前のサービスの中止）
第７条
　契約者は、事業者に対して利用開始予定日の前日午後５時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
２　契約者が、利用開始予定日の前日午後５時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は契約者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、１日分の料金の一部を請求することができます。この場合、事業者は、料金の合計額を計算し、利用日の翌月の１５日までに契約者または代理人に通知します。契約者が、指定の金融機関から毎月２７日（金融機関休業日の場合は、翌日以降の営業日）に自動引き落としにて支払うものとします。

（利用期間中の中止）
第８条
　契約者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
２　事業者は、契約者が利用中の体調が良好でなく施設の生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、【重要事項説明書】に記載した

とおりです。
３　第１項、第２項に定める他、利用期間中に契約者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

（料金の変更）
第９条
　事業者は、契約者に対して、１ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等変更（増額または減額）を申し入れることができます。
２　契約者は、料金の変更を承諾しない場合、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

（契約の終了）
第１０条
　契約者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができます。
２　事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して１ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
３　次の事由に該当した場合は、事業者は、契約者に対して、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。ただし、契約者が現にサービスを利用している期間中は、３０日間の予告期間をおきます。
　①契約者が事業者に支払うべきサービス料金を正当な理由なく３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１５日以内に支払われない場合。
　②契約者またはその家族等が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為をおこなった場合。
４　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
　①契約者が介護保険施設に入所した場合
　②契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援１あるいは要支援２と認定された場合
　③契約者が死亡した場合

（守秘義務）
第１１条
　事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
２　前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り契約者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。
①介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において契約者の状態、家族等の状況を把握する為に必要な場合
②上記①の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
③現に介護サービスの提供を受けている場合で、契約者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師、看護師等に説明する場合

（虐待の防止）
第１２条
　虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。また担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、契約者の人権を擁護します。

（損害賠償）
第１３条
　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、契約者に対してその損害を賠償いたします。ただし、契約者に故意又は過失が認められ、かつ契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

（緊急時の対応）
第１４条
　事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに契約者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、予め届けられた連絡先、主治医又は協力医療機関等に可能な限り速やかに連絡を取る等必要な措置を講じます。

（連携）
第１５条
　事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
２　第１０条第２項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

（相談・苦情対応）
第１６条
　事業者は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する契約者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。

（協議事項）
第１７条
　契約者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
２　この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

（裁判管轄）
第１８条
　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、千葉地方裁判所を第一審裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が署名捺印の上、１通ずつ保管するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

事業者

［事業所名］　さくら苑ショートステイサービス
（指定番号：千葉県　127100211）

［住　　所］　千葉県佐倉市鏑木町３４６番地

［代表者名］　管理者　　藤崎　浩二　　㊞

契約者

［住　　所］

［氏　　名］　　㊞

代理人

［住　　所］

［氏　　名］　　㊞
（続柄）